同 同 右 右

都市計画公聴会の開催.....

同同

公

告

目

次

右右右右右右

号外第七十五号

開催の場所

平内町立勤労青少年ホーム一階視聴覚室

東津軽郡平内町大字小湊字小湊七九の

平成二十二年十月十八日

午前十時から

開催の日時

平成二十二年九月二十四日

三案件 Ξ

平内都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更

案」という。)

兀 公述の申出等

1

ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、平内町の区

3 書面の提出期限

:

: : :

:

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

同同同同同同同同

:

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

平内町地域整備課 東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

公述人の選定

5

: : :

: :

:

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

都市計画変更案の概要

五

公

都市計画公聴会の開催

右 右

区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により平内都市計画

項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

(

青森県知事 Ξ 村 申

吾

項の規定により公告する。

(2)

都市計画道路中3・3・1号家丿下鍵懸線を次のように変更する。 都市計画道路中3・4・1号駅通り小湊赤明堂線、3・4・2号小湊沼舘家岸線及び3・4・ ω 号沼舘尻新道線を廃止する。

平内都市計画道路の変更

(青森県決定

種別 細配 伽 冭 路線名 赹 沿 印 淼 』 駡 土 経過地 滔 × 掝 加 構造形式 単の線数 蕭 画画 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造 痽

妣

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

幹線街路

3 • 3 • 1

家ノ下鍵懸線

平内町大字中 野字家ノ下

平内町大字土 屋字鍵懸

大字土屋字カ ヌカ沢

約3,990m

地表式

車線

28 m

由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、 街路網を検討した結果、本案のように計画し、 都市機能の維持及び増進を図るものである。

閲覧場所

報

六

都市計画変更案の閲覧

県

青森県県土整備部都市計画課

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

平内町地域整備課

2 閲覧期間

森

青

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により蟹田都市計画 青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

開催の日時

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

平成二十二年十月二十日

午前十時から

開催の場所

外ヶ浜町役場本庁三階大会議室 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

Ξ

蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更

案」という。)

兀 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、

外ヶ浜町の

2

ならない。

書面の提出期限

3

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

外ヶ浜町建設課 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

5 公述人の選定

吾

書面を提出した者のうちから知事が選定し、 その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要 2

閲覧期間

|項の規定により公告する。

蟹田都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号上蟹田磯丿山線を3・6・2号上蟹田磯丿山線に名称を改め、次のように変更する。 都市計画道路中3・4・2号蟹田館丿沢線、3・4・3号宮本線及び3・6・1号下町中師線を廃止する。

幹 線街路	種		
3 • 6 • 2	品	仚	
上蟹田磯ノ山線	路線名	称	
外ヶ浜町字上 蟹田	起		
外ヶ浜町字蟹 田石浜	総	位	
字蟹田鰐ヶ淵	主 経過地	置	
約1,740m	逛長	区域	
地表式	構造形式		
2 車線	重線	構	
11.5m	肅		
JR津軽線との立体交差 1箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	话	
	痽 批		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

阻 田 本都市計画区域における土地利用を勘案し、 街路網を検討した結果、本案のように計画し、

六 都市計画変更案は、 都市計画変更案の閲覧 次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

外ヶ浜町建設課

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

ので、 画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する 都市計画法 青森県都市計画法施行細則 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により鰺ヶ沢都市計 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第

平成二十二年九月二十四日

開催の日時

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成二十二年十月十九日 午後二時から

都市機能の維持及び増進を図るものである。

開催の場所

鰺ヶ沢町中央公民館二階大会議室 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町二〇九の二

Ξ

更案」という。 鰺ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変

兀 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 鰺ヶ沢町の

2

ならない

書面の提出期限

3

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

鰺ヶ沢町建設管財課 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町二〇九の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

都市計画変更案の概要

五

鰺ヶ沢都市計画道路の変更 (青森県決定

都市計画道路中3・4・1号鳴戸大和田線ほか1路線を次のように変更する。 都市計画道路中3・5・4号臨海線を廃止する。

五紹	担種			
3 · 5 · 3	3 · 4 · 1	細	仙	
駅前線	鳴戸大和田 線	路線名	粉	
鰺ヶ沢町大字 舞戸町字上富 田	鰺ヶ沢町大字 舞戸町字鳴戸	問	1ú	
鰺ヶ沢町大字 舞戸町字上富 田	鰺ヶ沢町大字 赤石町字大和 田	淡	位	
大字舞戸町字 上富田	大字舞戸町字 小夜	主 経過地	聞	
約470m	約7,360m	温炉	区域	
地表式	地表式	構造形式		
2 車線	2 車線	車線の数	構	
12m	16m	肅		
幹線街路と平面交差 2 箇所	JR五能線と立体交差 3箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	造	
		箍		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、

阻

報

六

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 都市計画変更案の閲覧

閲覧場所

森

県

青森県県土整備部都市計画課

鰺ヶ沢町建設管財課

閲覧期間

青

2

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二 区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により板柳都市計画

平成二十二年九月二十四日

開催の日時

項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

> 平成二十二年十月十九日 午前十時から

街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

開催の場所

板柳町多目的ホー ルあぷる 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六

Ξ 案件

板柳都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変更

案」という。) 公述の申出等

兀

2 ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに 板柳町の区

3 書面の提出期限

域内に住所を有する者とする。

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

板柳町建設課 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

六

|項の規定により公告する。

板柳都市計画道路の変更 (青森県決定

都市計画道路中3・4・1号駅通り線を次のように変更する。 都市計画道路中3・5・3号岡本玉川西線を廃止する。

幹線街路	四番		
3 • 4 • 1	畑	仚	
駅通り線	路線名	称	
板柳町大字福 野田字実田	陆	1	
板柳町大字板 柳字川面	滺	位	
大字板柳字土 井	半経過は	置	
約630m	温炉	区域	
地表式	構造形式		
2車線	車線の数	構	
20 m	肅		
幹線街路と平面交差 1箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	尚	
	垂		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

田 本都市計画区域における土地利用を勘案し、 街路網を検討した結果、本案のように計画し、

都市機能の維持及び増進を図るものである。

閲覧場所

都市計画変更案は、 都市計画変更案の閲覧

次のとおり閲覧に供する。

青森県県土整備部都市計画課

板柳町建設課

2

閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

青

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

ので、 画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する 都市計画法 青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により野辺地都市計

平成二十二年九月二十四日

(

開催の日時

青森県知事 Ξ 村 申

吾

開催の場所

平成二十二年十月十八日

午後二時から

Ξ

野辺地町中央公民館二階第三会議室 上北郡野辺地町字野辺地一の一五

更案」という。 野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変

兀 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 野辺地町の

ならない。

書面の提出期限

3

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

野辺地都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線ほか6路線を次のように変更する。 都市計画道路中3・3・2号槻ノ木木明線、3・4・2号城内種畜場線及び3・5・1号金沢松ノ木平線を廃止する。

			1 1/1/ >		ביינגועני או			
		街 路	築 幸			専用道自動車	坦	孟
3 · 5 · 6	3.5.2	3 · 4 · 4	3 • 4 • 3	3 · 4 · 1	ω	1 · 3 · 1	細	′位
駅前松ノ木 線	石神裏上川原線	観音林脇雑 吉沢線	二本木大月 平線	駅前上前田 線	一ノ渡中渡	有戸鳥井平 一ノ渡線	路線名	称
野辺地町字上小中野	野辺地町字石 神裏	野迈地町字観音林脇	野辺地町字二 本木	野辺地町字上 小中野	野迈地町字一 丿渡	野辺地町字有 戸鳥井平	問	位置
野辺地町字松 ノ木	野辺地町字上 川原	野辺地町字雑吉沢	野辺地町字大 月平	野辺地町字上 前田	野辺地町字中渡	東北町字山添	総	
字観音林脇	字寺ノ沢	字 日 华	字野辺地	字鳴沢	字松ノ木	野辺地町字寺 ノ沢	出 経過 お も	
約660m	約2,070m	約1,130m	約3,180m	約870m	約6,260m	約7,110m	温雨	区域
地表式	地表式	地表式	地表式	地表式	地表式	⊪ 共	構造形式	
2 車線	2 車線	2 車線	2 車線	2 車線	4 車線	4 車線	車線の数	構
12m	12m	16m	16m	16m	27m	23.5m	肅	
JR東北本線、JR大湊線と立体交差各1箇所各1間所幹線街路と平面交差	JR大湊線と平面交差 1箇所 幹線街路と平面交差 5箇所	自動車専用道1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線、幹有戸鳥井平一ノ渡線、幹線街路3・5・7号大月平一ノ渡線と立体交差 1箇所 等線街路と平面交差	JR大湊線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 4箇所	幹線街路と平面交差 2箇所	JR東北本線、自動車専用道1・3・1号有戸島井平一ノ渡線と立体交差各1個所由動車専用道1・3・1号前連井平一ノ渡線と平面交差 1箇所 11箇所 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	JR東北本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と立体交差 2 箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	碰
							血	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

屈

』 由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

1 閲覧場所 野辺地町建設環境課

六

都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

青森県県土整備部都市計画課

閲覧期間

2

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

号) 会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 区域の整備、 都市計画法 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により木造都市計画 (平成十六年三月青森県規則第二十一

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

開催の日時

平成二十二年十月二十日 午後二時から

開催の場所

 \equiv

つがる市役所三階第一会議室 つがる市木造若緑六一の一

「都市計画変更案」という。)

木造都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下

兀 公述の申出等

ならない 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、つがる市の

区域内に住所を有する者とする。

(

第二条第二項の規定により公告する。

六 都市計画変更案の閲覧 都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課 つがる市建設部建築住宅課

閲覧期間

2

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 区域の整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により平内都市計画

平成二十二年九月二十四日

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

つがる市建設部建築住宅課 つがる市木造若緑六一の

公述人の選定

5

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五

対象に、 ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画変更案の概要 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) 青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす

都市計画公聴会の開催

号) 第二条第二項の規定により公告する。 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 (平成十六年三月青森県規則第二十一

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1

)

開催の日時

平成二十二年十月十八日

午前十時から

(

開催の場所 平内町立勤労青少年ホーム一階視聴覚室

Ξ

Ξ 案件

平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以下

兀

「都市計画変更案」という。) 公述の申出等

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、平内町の区 内に住所を有する者とする。

書面の提出期限

県

報

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

森

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

青

平内町地域整備課 東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

都市計画変更案の概要

五

対象に、 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画区域の整備、 青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、

都市計画変更案の閲覧

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、

当該都市計画区域にお

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する

閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

平内町地域整備課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

東津軽郡平内町大字小湊字小湊七九の

都市計画公聴会の開催

会を開催するので、 区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により蟹田都市計画 青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一

平成二十二年九月二十四日

号) 第二条第二項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年十月二十日 午前十時から

開催の場所

Ξ

外ヶ浜町役場本庁三階大会議室 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

「都市計画変更案」という。) 蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以下

兀 公述の申出等

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 外ヶ浜町の

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

外ヶ浜町建設課 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

2

閲覧期間

五 対象に、

都市計画変更案の概要 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。 5

公述人の選定

るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 体の都市として整備、 都市計画区域の整備、 青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は

都市計画変更案の閲覧

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

外ヶ浜町建設課 青森県県土整備部都市計画課

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十 画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公 号) 第二条第二項の規定により公告する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により鰺ヶ沢都市計

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年十月十九日 午後二時から

開催の場所

Ξ

案件

鰺ヶ沢町中央公民館二階大会議室 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町二 九の二

下 「都市計画変更案」という。

鰺ヶ沢都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以

兀 公述の申出等

1 ならない 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、 意見の要旨及びその理由並びに

2 区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 鰺ヶ沢町の

書面の提出期限

3

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

書面の提出先

4

青森県県土整備部都市計画課

鰺ヶ沢町建設管財課 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町二 九の二

青森市長島一丁目一の一

5

公述人の選定

五

都市計画変更案の概要

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

は

るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

六 都市計画変更案の閲覧

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

鰺ヶ沢町建設管財課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

号) 第二条第二項の規定により公告する 会を開催するので、 区域の整備、 都市計画法 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により板柳都市計画 青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

開催の日時

平成二十二年十月十九日 午前十時から

開催の場所

板柳町多目的ホー ルあぷる 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六

県

森

兀

公述の申出等

報

Ξ

「都市計画変更案」という。 板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以下

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

青

- 2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 板柳町の区
- 3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部都市計画課

板柳町建設課 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

体の都市として整備、 都市計画区域の整備、 開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は、

> るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

板柳町建設課

閲覧期間

2

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

閲覧時間

3

午前八時三十分から午後五時まで

聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十 画区域の整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により野辺地都市計 都市計画公聴会の開催 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公

平成二十二年九月二十四日

号) 第二条第二項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年十月十八日 午後二時から

開催の場所

Ξ

野辺地町中央公民館二階第三会議室 上北郡野辺地町字野辺地一の 五

下 「都市計画変更案」という。)

野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以

兀 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

五

ならない。

2 区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、野辺地町の

書面の提出期限

3

4

書面の提出先 平成二十二年十月八日までに到着のこと。

5

公述人の選定

野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地 | 二三の| 青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画変更案の概要 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は、 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

六 都市計画変更案の閲覧

閲覧場所

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

青森県県土整備部都市計画課

野辺地町建設環境課

2

閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行